

事 務 連 絡

平成23年7月28日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

同行援護の創設に係るサービスコード表（案）の提示について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことについては、「グループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度の創設及び同行援護の創設に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について」（平成23年7月5日付け事務連絡）により、システム改修において必要となるインタフェース仕様書等を送付したところですが、この度、同行援護の創設に伴い、サービスコード表（案）も併せて作成いたしました。

つきましては、別紙のとおりサービスコード表（案）を送付いたしますので、管内市町村及び事業者への周知方よろしくお願いいたします。

また、事務連絡の内容については、国民健康保険中央会を通じて、各国民健康保険団体連合会に周知していることを申し添えます。

なお、今後、事務連絡のタイトルに「一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡」と記すこととし、これまでに発出した事務連絡については、下記のとおり付番することとしましたのでご連絡いたします。

記

○一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡

№. 1：グループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度の創設及び同行援護の創設に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について（平成23年7月5日付け事務連絡）

№. 2：同行援護の創設に係るサービスコード表（案）の提示について（平成23年7月28日付け事務連絡）

【連絡先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 システム係 立岡、竹

TEL：03-5253-1111（内線：3009）

E-mail：syougaisystem@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
平成23年7月5日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
障害福祉課

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度の創設及び同行援護の
創設に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、昨年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」におけるグループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度の創設及び重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）について、本年10月1日の施行を予定しております。

（グループホーム・ケアホーム利用の際の助成制度の概要については、下記の別添1を、同行援護の概要については、別添2及び別添3を参照願います。）

これらの施行に伴い、障害者自立支援給付支払等システムの改修が必要となりますので、別紙のインタフェース仕様書（案）等をシステム改修の参考としてください。

また、都道府県におかれましては、管内市町村への周知方よろしくお願いいたします。

なお、当事務連絡の内容については、国民健康保険中央会を通じて、各国民健康保険団体連合会に周知していることを申し添えます。

記

【別 紙】

- 1 インタフェース仕様書（案）
- 2 インタフェース仕様書修正履歴（案）
- 3 同行援護サービス費の算定構造（案）
- 4 請求明細書様式（案）
- 5 同行援護サービス提供実績記録票（案）
- 6 決定サービスコードごとの設定内容（案）

【別 添】

- 1 グループホーム・ケアホームの利用の際の助成
- 2 重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）
- 3 同行援護について（平成23年6月20日付け事務連絡）

【連絡先】厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 システム係 立岡、竹
TEL：03-5253-1111（内線：3009）
E-mail：syougaisystem@mhlw.go.jp